

特定非営利活動促進法に定める 20 の分野

活 動 分 野		中心的活動 	その他の活動 (複数可) 	合計
1	保健・医療・福祉の増進	24 	12 	36
2	社会教育の推進	5 	21 	26
3	まちづくりの推進	22 	37 	59
4	観光の振興	0	0	0
5	農山魚村地域の振興	1 	4 	5
6	学術・文化・芸術・スポーツの振興	25 	16 	41
7	環境の保全	11 	20 	31
8	災害救援	1 	14 	15
9	地域安全	5 	25 	30
10	人権の擁護・平和の推進	4 	15 	19
11	国際協力	1 	2 	3
12	男女共同参画社会の形成	1 	11 	12
13	子どもの健全育成	13 	33 	46
14	情報化社会の発展	0 	4 	4
15	科学技術の振興	0 	2 	2
16	経済活動の活性化	0 	4 	4
17	職能の開発・雇用機会拡充	0 	3 	3
18	消費者の保護	0 	4 	4
19	団体の運営活動の支援	0 	4 	4
20	県の条例で定める活動	埼玉県は該当なし		